

6. 4 大学図書館における著作権

埼玉大学附属図書館情報サービス課長

酒 井 清 彦

著作権法は、著作物等に対する著作者等の知的財産権としての権利の保護を図ることによって、文化の発展に寄与することが目的であるが、その一方で、文化的所産の公正な利用のため一定の場合について、権利を制限している。

大学は、文化的所産（著作物）を利用すると同時に生産する場であり、その中にあって大学図書館は、大学における教育・研究の支援を目的とし、学術情報の迅速・的確な流通に努める基盤的な組織として機能している。大学図書館は、著作物の利用に当たっては、著作物に対する権利保護が十分に尊重されるよう留意する必要がある。

近年の情報化の進展により、大学図書館が取扱ってきた学術情報の利用形態が変貌してきたことは、ILL 利用件数の減少や電子ジャーナル利用の増加などに現れてきている。これに伴い、大学図書館における著作物の利用及び著作者に対する権利保護も、著作権法に基づいた場合と契約による場合の二通りの方法に対応する必要が出てきている。また、著作権法自体も情報化の新たな進展に即した権利保護・権利制限を定めるべく、法の見直しと権利者との協議が継続して行われている。

1. 図書館資料の複製

(1) 著作権法第 31 条の内容

① 規定されている要素

図書館の範囲、利用目的、複製できる著作物とその範囲、その他

（図書館等における複製）

第 31 条 図書、記録その他資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

② 第 30 条との違い

使用目的、複製できる範囲、その他

(私的使用のための複製)

第 30 条 著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

以下略

(2) 大学図書館における複製

① 図書館内（来館者）における複製

② 図書館相互協力（ILL）による複製

(3) 大学図書館における法第 31 条の運用

① セルフ式コピー機による複写

（社）日本複写権センターと協議を行い、セルフ式コピー機による複製に関して「大学図書館における文献複写に関する実務要項」を作成し運用している。

i) 図書館の種類

中央図書館、分館又は各学部等に設置されている図書施設（専任職員を配置し、著作権の適正な管理を行う図書室等）

ii) 著作権法尊重態度の周知

図書館でできる複製の範囲を、掲示や利用案内・ガイダンスで周知させる

iii) セルフ式コピー機による複製

コピー機の管理者を置き、適正な管理に努める。

利用者には、申込書及び著作権法を遵守する旨の誓約書を提出させる。

申込内容を点検し、複写が適正であったかを確認する。

iv) 定期刊行物の「発行後相当期間」

一般に入手できなくなる目安を、次号が既刊となった場合又は発行後 3 ヶ月を経た場合とし、それまでは定期刊行物に掲載された論文等の全部は複製できない。

② ILL による複製物の提供

（社）日本複写権センターからのガイドライン（案）においては、法第 31 条に該当しない複写として、来館者以外の者に提供する複写（ただし、当分の間、郵便の往復による利用者への直接の提供の場合は来館者の提供に準じて取り扱う。）が挙げられており、協議を行ってきた。

現在は、文化審議会著作権分科会のもとでの法改正審議の中で検討されている。

(4) 複製に関する課題

- ① ファクシミリによる送信
- ② 入手困難な資料の複製
- ③ 再生手段の入手が困難な資料の媒体変換
- ④ 31条を超える範囲の複製（日本複写権センター等との協議）
- ⑤ 営利目的の複製の除外
- ⑥ 複製に関わる補償金

2. 図書館における貸出

(1) 法第38条第4項、第5項、附則第4条の2の内容

貸与できる施設の範囲、貸与できる資料の範囲、その他

（営利を目的としない上演等）

第38条 1, 2, 3 略

4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有するものを含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

（書籍等の貸与についての経過措置）

附則第4条の2 新法第二十六条の三の規定は、書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与による場合には、当分の間、適用しない。

（貸与権）

第26条の3 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

(2) 大学図書館における貸出

- ① 来館者への館外貸出
- ② 図書館館相互協力 (ILL)による貸出
- ③ 貸出可能な資料種類
- ④ 館内閲覧, 研究室備付について

(3) 貸出に関する課題

- ① 複本問題
- ② 貸出に関わる補償金 (公共貸与権の導入)
- ③ ビデオ等の貸出
- ④ ILL による貸出を受けた資料の扱い

3. 図書館におけるビデオ・映画の上映

(1) 上映の定義 (法第 2 条第 1 項第 17 号)

上映 著作物 (公衆送信されるものを除く。)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

(2) 法第 38 条第 1 項の内容

(営利を目的としない上演等)

第 38 条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金 (いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行うものに対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(3) 大学図書館における上映

- ① 個人ブースでの視聴
- ② 上映会
- ③ 講義教材として授業での上映
- ④ マイクロ資料, CD-ROM などデータベースの利用

(4) 当事者間の了解事項及び合意事項

- ① 教育機関としての独自の資料提供の使命と義務の自覚
- ② 興行その他の映像ビジネスへの影響のおそれがある場合の販売元への照会
- ③ 上映会利用可能ビデオ作品のリストの配布

(5) 上映に関する課題

- ① 上映権制限の撤廃

4. 図書館における視覚障害者に対するサービス

(1) 法第 37 条の内容

(点字による複製)

第 37 条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 略

3 点字図書館その他視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

(2) 大学図書館の状況

① 読書支援サービス

② 資料に関する配慮

(3) 点字資料，録音資料に関する課題

① 図書館等における録音資料の作成

5. 著作権法に関する協議

(1) 法改正に関する協議

① 文化審議会著作権分科会での審議

(2) 法の運用に関する協議

① 権利者側との協議

- ・ 図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議
- ・ (社) 日本複写権センターとの協議
- ・ 作家・図書館・出版社協議会
- ・ 上映権懇談会

② 図書館側の協議体制

- ・ 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会及び同ワーキンググループ
- ・ 著作権に関する図書館団体懇談会

6. 大学図書館における著作権問題 Q&A

(1) 作成の経緯

(2) 内容

- ① 権利者側と協議を行っている事項について
- ② 法第 31 条の運用について
- ③ 図書館サービスにおける著作権関連事項について
- ④ 今後の図書館サービスと著作権について

(3) 今後

参考文献

1. 文化審議会著作権分科会審議経過の概要（平成 13 年 12 月 同分科会）
2. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成 15 年 1 月 同分科会）
3. 大学図書館における文献複写に関する実務要項（平成 15 年 1 月 国公立大学図書館協力委員会）（<http://www.soc.nii.ac.jp/anul/Kdtk/yoko.pdf>）
4. 土屋俊「著作権法における権利制限の見直しをめぐる状況について（報告）」『大学図書館協力ニュース』Vol.23, No.4, pp15-16
5. 黒澤節男「図書館サービスと著作権の今日的課題」『現代の図書館』Vol.40, No.4, pp207-214
6. 南亮一「「公貸権」に関する考察－各国における制度の比較を中心に－」『現代の図書館』Vol.40, No.4, pp215-231
7. 大学図書館における著作権問題 Q&A 第 2 版（平成 15 年 3 月 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会）（<http://www.soc.nii.ac.jp/anul/Kdtk/copyrightQA.pdf>）